

長崎労働局発表
令和4年11月28日

担当	長崎労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 金縄 周一 室長補佐 橋本 浩紀 電話 095-801-0050
----	---

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～その一環として「ハラスメント対応特別相談窓口」を設定します～

1 長崎労働局（局長 小城 英樹）は、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメント*が発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、事業主及び労働者に対しハラスメント防止を広く呼びかけることで、ハラスメントのない職場づくりを推進します。

また、この月間の取組として設置する「ハラスメント対応特別相談窓口」では、各種ハラスメントだけでなく、新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等についても対応いたします。

※ セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントのほか、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）、就職活動中の学生等へのハラスメントなど。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

- ◆ 期 間 令和4年12月1日（木）から令和4年12月28日（水）
- ◆ 時 間 9時30分～17時00分
- ◆ 方 法 電話または面談
 - 電話の方は・・・**095-801-0050** へお電話ください。
 - 面談の方は・・・長崎労働局雇用環境・均等室へお越しください。
（長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル3階）

◆ 相談内容

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントのほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生等からのハラスメントの相談等。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した職場における、いじめ・嫌がらせに関する相談等に対応いたします。

2 厚生労働省が行う全国の相談窓口として、「ハラスメント悩み相談室」（月曜～金曜／12：00～22：00、土曜・日曜／10：00～17：00）＜別添資料＞も実施しております。

また、12月7日（水）にはWEB（ハラスメント対策総合情報サイト「あかるい職場応援団」）において「職場におけるハラスメント防止に関するシンポジウム」（13：30～15：00）の開催も予定しています。

〔シンポジウム特設ページ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium> 〕

【添付資料】

- ▽ 長崎労働局ハラスメント相談窓口チラシ（資料1）
- ▽ 「ハラスメント悩み相談室」チラシ（資料2）